

令和6年5月31日  
区長室人事課

## 職員の懲戒処分について

品川区長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

### 記

#### 【パチンコ店での IC カード横領】

##### 1 発生年月日

令和6年3月4日（月）

##### 2 被処分者

所属：地域振興部

役職：主任

年齢：28歳

##### 3 処分内容

停職1月

##### 4 処分年月日

令和6年5月30日（木）

##### 5 処分に係る事案の内容

被処分者は、令和6年3月4日（月）パチンコ店にて、8千円分の他人の IC カードが入ったスロット台から IC カードを引き抜いて無断で精算した。その翌日も同じ店舗を訪れところ、昨日の行為を店員から指摘されたため、行為を認め警察署で事情聴取を受けた。

その後、「遺失物等横領罪」で検察へ送致され、4月2日（火）に示談が成立、4月10日（水）に不起訴処分となった。